

<b>第5条</b>	(1)自治会内エリアにおける不法・迷惑行為の対策を講じるために必要な場合
	(2)自治会員の日常生活の安全の確保及び生活環境の安全を図る場合
	(3)個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする場合

<b>第8条</b>	(1)法令に基づく請求があった場合
	(2)捜査機関(警察)から提供を求められた場合
	(3)市から提供を求められた場合

①自治会が活用  
(第6条第1項)

②自治会員が利用  
(第6条第2項)

③緊急かつやむを得ない場合  
(第6条第3項)

④公的機関からの請求  
(第8条第2項)

利用申出書を  
管理責任者へ申請

請求書の受理

自治会役員決議を経ていると画像が  
自動消去される可能性がある場合に  
限り、事前にデータを取り出し  
(第7条第2項)

b)自治会の立  
ち会い無しの  
場合

a)管理責任者  
または役員が  
立ち会う場合

自治会役員決議

管理責任者及び自治会役員の  
立会いの上、画像の取り出し・利用  
(第7条第1項)

※ただし、報告すること  
が捜査上支障をきたす  
場合は報告不要

自治会役員会報告

役員会報告  
不要

